

# 一般社団法人 福井県建築士会定款細則

平成 25 年 5 月 20 日理事会議決

(細則の根拠)

**第 1 条** この細則は一般社団法人福井県建築士会定款（以下『定款』という。）第 50 条第 2 項の規定に基づき、この定款の施行について必要な事項を定めるものである。

(支部規定の根拠)

**第 2 条** 定款第 49 条第 3 項の規定に基づき、支部に関する規定は、この細則による。

(支部の任務)

**第 3 条** 支部は、会員の連絡、調整、本会の趣旨普及を主たる任務とする。

(支部の名称および所轄区域)

**第 4 条** 支部の名称および所轄区域は、次のとおりとする。

名 称	区 域
(一社) 福井県建築士会福井支部	福井市、坂井市、あわら市、永平寺町の区域
〃 南越支部	越前市、越前町、池田町、南越前町の区域
〃 敦賀支部	敦賀市、美方郡、三方上中郡(旧上中町を除く)の区域
〃 若狭支部	小浜市、三方上中郡(旧三方町を除く)、大飯郡(旧大飯町及び高浜町を除く)の区域
〃 大野支部	大野市の区域
〃 勝山支部	勝山市の区域
〃 大飯支部	大飯郡(旧名田庄村を除く)の区域
〃 鯖江支部	鯖江市の区域

(支部の所属会員)

**第 5 条** 支部の会員は、支部区域に住所または勤務場所を有する本会の会員をもって組織する。

(支部規約の基準)

**第 6 条** 支部の規約は、別に定める支部規約基準に準拠して規定するものとする。

(支部規約の制定)

**第 7 条** 支部の規約の制定およびその変更は、理事会の承認を得て、支部総会の議決を経なければならない。

(本会への報告事項)

**第 8 条** 支部は、次の事項を毎年事業年度の終了した日から 45 日以内に、文書をもって会長に提出しなければならない。

- (1) 役員を選出年月日、氏名、生年月日、住所、勤務先および略歴
- (2) 支部規約を変更した場合は、その内容および理由
- (3) 前年度の事業報告および決算報告書、次年度の事業計画および収支予算書
- (4) 会員数（正会員、準会員、賛助会員）および会員の異動状況（入会、退会者名簿）

(支部の設置および解散)

**第 9 条** 新たに支部を設置しようとする時、正会員は、その支部設置の発起人および発起人代表を定め、支部設置の趣旨書ならびに支部規約案に会員名簿を添えて、支部設置の要求書

を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 支部を解散しようとするときは、あらかじめ支部長は解散の理由書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(常任理事会)

**第10条** 会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって常任理事会を組織し、会長が随時招集する。

2 常任理事会は、会務運営の基本的な方向及び計画を策定し、理事会に提出する。

3 常任理事会は、次の事項を審議する

- (1) 理事会より付託された会務の執行に関する事項
- (2) 理事会及び総会に付議すべき事項
- (3) 総会及び理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) その他、構成員が必要と認めた事項

4 会議の運営は、別に定める規則による。

(慶 弔)

**第11条** 会員の慶弔に際しては、別に定める慶弔規定により祝意または弔意を表す。

(表 彰)

**第12条** この会の目的達成に多大の貢献をなした会員に対しては、別に定める表彰規定により、表彰を行う。

(旅 費)

**第13条** 役員および委員が本会の用務で出張する場合は、別に定める旅費規程による支弁をするものとする。

(補足規定)

**第14条** この細則で別に定めるもののほか、細則の施行に必要な規程の設置および改廃は、理事会の議決を経て定める。

(附 則)

この細則は、平成25年5月20日から施行する。